

令和6年12月吉日

長野中学校PTA会員 様

長野中学校PTA会長 高橋 進太
同 校長 堀越 敦

令和6年度臨時PTA評議員会の御報告

初冬の候、PTA会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本会の活動に対しまして、御支援と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、過日10/24に臨時PTA評議員会を行いました。その際に決定した事項につきまして、下記のとおり御報告いたします。

記

◎議事成立の資格確認

PTA評議員35名 参加者数 22名（委任状受諾13名）

PTA規約 第9章（会議）

第26条により、緊急の場合は評議員会をもって総会に代えることができる。

第30条により、評議員会は構成員の3分の1以上の出席で成立し、議事は過半数の賛成で決定される。

◎議案

会則改訂について（賛成多数により可決）

※第7章（役員及び顧問）第17条 4

副会長・監事は、細則に記す「本部役員副会長選出一覧」に合わせて支部から1名選出する。また、推薦によって選出する。

※同 第19条

任期は次の通りとする。

- 1 委員の任期は1年とし、再任を防げない。
- 2 副会長・監事の任期は2年とし、再任を防げない。それに伴い、副会長・監事を各支部から選出する際に、原則在籍生徒が第1学年もしくは第2学年に限る。

※第9章（会議）第28条

評議員会は年2回開催される。但し会長が必要と認めた場合、もしくは評議員の3分の1以上による署名請求があったときは臨時に開催される。

※〔細則〕第3条

専門委員は以下のように選出される。

- 1 広報委員は各学級より1名を選出する。
- 2 成人教育委員は各学級より1名を選出する。
- 3 厚生委員は各支部長が兼務する。

上記のとおり、議案についての承認決議を御報告いたします。なお、改訂された会則及び「本部役員副会長選出一覧」につきましては、本校HPにて確認することができますので御覧ください。

皆様には、本年のPTA活動に御協力いただきましたこと、PTA役員・委員会一同、心より御礼申し上げます。また、本年以降も引き続き、PTA活動への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。